

農産物検査法第33条第1項に基づく申出に係る農産物検査に関する調査委員会設置要領

岐阜県

1 目的および委員会の設置

農産物検査法第33条第1項の農林水産大臣に対する申出（以下「申出」という）があった場合に迅速かつ的確に対応するため、農産物検査に関する事務処理要領（以下「要領」という）Ⅱの第1の2および要領に付随する「農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル」（以下「マニュアル」という）に基づき、調査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会の構成

委員会は次に掲げるものをもって構成するものとする。

委員長 農政部長

副委員長 農産園芸課長

委員 米麦大豆係担当

なお、必要に応じて関係の職員を委員とすることができる。

3 委員会の運営

- (1) 委員長はマニュアル第2の2の(6)の場合に委員会を開催するものとする。
- (2) 副委員長は委員長を補佐するとともに委員長不在等の場合は委員長を代理するものとする。
- (3) 委員長はマニュアル第2の2から第4の4に基づき対処するものとする。
- (4) 委員長は、必要に応じて農林水産省東海農政局等に対して委員会への出席を求めるものとする。

第4 申出受付窓口

申出受付窓口は岐阜県農政部農産園芸課に置くものとする。

第5 委員会事務局

委員会事務局は岐阜県農政部農産園芸課に置くものとする。

附則 この要領は平成28年4月1日から適用する